

○厚生労働省告示第百二十一号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のようにて定める。

令和五年五月二十六日 厚生労働大臣 加藤勝信
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示
(感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正)
第一条 感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十一号） の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	(診療開始時等の注意)	改 正 前
第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）法に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下「外出自粛対象者」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する核結患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。	第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する核結患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。	第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）法に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下「外出自粛対象者」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する核結患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。

2

研究
大系
た

診療時間

第五条 感染症指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、措置患者等、外出自粛対象者又は患者要患者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けなければならない。

第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室又は病床に措置患者等を収容する。

2

診療時間

第五条 感染症指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、措置患者等又は患者栗患者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室に措置患者等を収容しなければならない。

2

診療時

い。
同じ。の交付した有効な患者票を所持する
結核患者（以下「患者票患者」という）の
医療を正当な理由がなく拒んではならな

第四条 感染症指定医療機関（第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関を除く。）第六条、第九条及び第十条において同じ。)

第四条 感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。第六条、第八条及び第九条において同じ。）は、措置患者等を入院させる

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請

を受け、通知（法第三十六条の二第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

（第二種協定指定医療機関における医療等の提供）

第七条 第二種協定指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医療等を提供しなければならない。

一 法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するもの 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることなく当該医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら提供する診療であつて、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事からの要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外来診療に対する医療

（新設）

関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行うオンライン診療その他の法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）

三 薬局であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの

十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

四 指定訪問看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

（証明書等の交付）

第八条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者、患者票患者、保護者患者票患者、保護者（措置患者等若しくは当該患者等若しくは患者票患者の親権を行つ者若しくは後見人を行う者若しくは後見人をいう。）又は入院勧告若しくは入院措置を行ふ、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行つている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

二 病院又は診療所であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機

第九条 第十条（略）

第八条・第九条（略）

(診療録)

第十一條 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第十二條 (略)

(通知)

第十三条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事實を知つた場合には、速やかに意見を付して入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。

一 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないとき。

二 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(薬局に関する特例)

第十四條 第二種協定指定医療機関である薬局にあつては、第十一條中「診療録」とあるのは、「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

2 統核指定医療機関である薬局にあつては、第二條の三及び第五条の二の規定は適用せず、第十一條中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(平成十一年厚生省告示第四十三号)の一部を次の表のように改正する。

(診療録)

第十條 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第十一條 (略)

(通知)

第十二条 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事實を知つた場合には、速やかに意見を付して入院勧告若しくは入院措置を行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。

一 措置患者等又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないとき。

二 措置患者等又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(薬局に関する特例)

第十三條 (新設)

三 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第三十六条の二第一項の規定による通知をいふ。以下同じ。)又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整つていると認められる。

第四 第二種協定指定医療機関(法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するものに限る。)の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(新設)

第三 第一種協定指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することができる。

二 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができる。その他の医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能である」と。

三 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかるないと疑われる者若しくは当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。

第四の一 第二種協定指定医療機関（病院又は診療所）

は、公表期間において、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。この指定は、次に掲げる要件を満たしてゐるものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の意見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第四十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。又は法第五十条の三第一項の規定で定める医療（以下「外

出自蘭対象者に対する医療」という。）を提供する体制が整っていると認められること。

第四の三 第二種協定指定医療機関（薬局）

あつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。この指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該薬局に所属する者に対し、最新の意見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行ふ体制が整っていると認められること。

第四の四 第二種協定指定医療機関（指定訪問看護事業者）

間看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。この指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の意見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行ふ体制が整っていると認められること。

第五

（新設）

第一及び第二に定めるもののほか、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、対象区域（第一種感染症指定医療機関にあつては当該都道府

第三

第一及び第二に定めるもののほか、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、対象区域（第一種感染症指定医療機関にあつては当該都道府

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及び蔓延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所

設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行ふとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行ふことで、平時より感染症の発生及び蔓延を防止していくための取組を関係者が一体となつてロDC-Aサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

二一四 (略)

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

2 | 1 (略) 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等との他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿つて、各論点とに議論する役割に分けることが重要である。

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及び蔓延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所

設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行ふとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行ふことで、平時より感染症の発生及び蔓延を防止していくための取組を関係者が一体となつてロDC-Aサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

二一四 (略)

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 (略) 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等との他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿つて、各論点とに議論する役割に分けることが重要である。

3 |

予防計画の作成者たる都道府県と、当該都道府県の管内の保健所設置市等は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行つが、保健所設置市等においても、基本指針及び都道府県が策定する予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、都道府県連携協議会等を通じて予防計画を立案する段階から、

相互に連携して感染症対策を行ふ必要がある。

4 |

都道府県等においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等（地域保健法第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。以下同じ。）

については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進めること

や人材育成等の取組を計画的に行なうことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。

3 |

国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）においては、保健所について

は地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所につ

いては都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進めること

2 |

予防計画の作成者たる都道府県と、感染症対策の多くのことを担うことになる保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行ふ必要がある。

(新設)

5 |

5 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員

の取組を支援する必要がある。また、法第三十六条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）において、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行なう必要がある。

おいて、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行なう必要がある。

6 都道府県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を構築する必要がある。

7 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間には、情報集約、地方公共団体調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する必要がある。

都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力があるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力がある必要がある。

また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力を構築することが必要である。

市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等、都道府県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る必要がある。

六 医師等の果たすべき役割

(略)

(新設)

七 医師等の果たすべき役割

1・2 (略)

(略)

が講ずる措置に協力するものとする。

特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等）

いう。以下同じ）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型

インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、指摘を講じなければならない。

4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道

府県等や、人及び物資の移動に関する協力があるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力がある必要がある。

また、この場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1・2 (略)

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。第十一を除き、以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

が講ずる措置に協力するものとする。

特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等）いう。以下同じ）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、指摘を講じなければならない。

4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力があるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力がある必要がある。

また、この場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。

八 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1・2 (略)

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。第十一を除き、以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

が講ずる措置に協力するものとする。

特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等）いう。以下同じ）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、指摘を講じなければならない。

4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道

府県等や、人及び物資の移動に関する協力があるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関する協力がある必要がある。

また、この場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。

八 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1・2 (略)

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。第十一を除き、以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種

に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の

9

世界のいざれかの地域において新型インフルエンザウイルス等が出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三(五) (略)

六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)に基づき次的事務を行う。

- 船舶又は航空機の乗客等について、質問、診察及び検査等を実施することにより検疫感染症の患者の有無を確認する。また、貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。

(削る)

9

世界のいざれかの地域において新型インフルエンザウイルス等が出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三(五) (略)

六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)に基づき次の事務を行う。

1 船舶、航空機等の乗客等について、質問、診察及び検査により検疫感染症の患者の有無を確認し、患者発見時には、感染症指定医療機関等への隔離、停留及び消毒等の措置を実施する。貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。

(2) 検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留しないものに対し、必要に応じて、当該感染症の潜伏期間を考慮した一定期間、当該者の健康状態についての報告を求め、健康状態の異状についての有無を確認する。

七 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、国や地方公共団体の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本であるが、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図ることが重要である。さらに、国と地方公共団体の連携体制、地方公共団体相互の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携者施設等関係団体等の関係団体の連携手本を、都道府県連携協議会を通じて構築しておく必要がある。

- 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るために、入出国者等の求めに応じ、検疫感染症及び検疫感染症以外の検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)で定める感染症に関する診察、
- 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るために、入出国者等の求めに応じ、検疫感染症及び検疫感染症以外の検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)で定める感染症に関する診察、

9

や病原体の有無に関する検査を行つとともに、出国者に対して、予防接種等の業務を実施するとともに、海外における検疫感染症の発生状況等を把握し、必要な情報を提供する。

3 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内において、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び虫類といった媒介動物等の調査を行い、当該区域内において検疫感染症等が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、媒介動物等の駆除等を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

4 検疫所長は、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、必要に応じて、医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、協定を締結する。当該協定を締結しようとするときは、あらかじめ当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聞く。また、当該協定を締結したときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対し、遅滞なく、当該協定の内容を通知する。

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになつた場合又は2により入國者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内における船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び虫類等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等を行い、航空会社等に対する感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の病蚊の捕獲その他の防除措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになつた場合又は2により入國者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

6 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内において、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び虫類といった媒介動物等の調査を行い、当該区域内において検疫感染症等が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、媒介動物等の駆除等を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

7 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、国や地方公共団体の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本であるが、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図ることが重要である。さらに、国と地方公共団体の連携体制、地方公共団体相互の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携者施設等関係団体等の関係団体の連携手本を、都道府県連携協議会を通じて構築しておく必要がある。

さらに、広域での対応に備え、国と地方公共団体の連携強化や都道府県等間の連携強化を図るほか、管内及び管内周辺に検疫所がある都道府県等においては、検疫所との連携体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

八 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たつては、一から七までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・4 (略)

5 感染症の発生の予防のための都道府県等における関係部局の連携や医師会等の専門職能団体や高齢者施設等の団体との連携に関する事項

6 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の体制強化、役割分担及び両者の連携に関する事項

7 保健所間の連携に関する事項

8 検疫所との連携に関する事項

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等が発生後の対応時の対応に関する考へ方

1・2 (略)

3 都道府県知事は、情報(新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る)の公表に関し、当該情報に関する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることが重要である。また、当該協力のために

八 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たつては、一から七までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・4 (略)

5 感染症の発生の予防のための都道府県等における関係部局の連携や医師会等の医療関係団体との連携に関する事項

6 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項

7 保健所間の連携に関する事項

8 検疫所との連携に関する事項

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等が発生後の対応時の対応に関する考へ方

1・2 (略)

(新設)

必要があると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を提供することができる。

6 | 4 | 5 | (略)

都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体や高齢者施設等の関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

6 | 4 | 5 | (略)

都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

6 | 4 | 5 | (略)

類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示・罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ

351 (略) 丁寧に説明することが求められる。

アレルギー疾患の研究

国は、指定感染症について、その有する感染力や重篤性等を勘案して、健康危機管理の観点から緊急避難的に法に規定する措置の全部又は一部を効動できるものとしたという趣旨を踏まえ、指定すべきと判断するに至った根拠を明示して厚生科学審議会の意見を聽くとともに、意思決定の過程の透明化を図らなければならぬ。また、当該感染症にかかるたる場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものと認めたときは、速やかに、その旨や必要な情報を公表する。

七九 患者等発生後の対応時における検疫所

の対応
水際対策は、国内体制を整備するまでの時間を確保するための措置でもあることを踏まえ、国内に常習しない感染症の患者等が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症に対して次の措置を実施する。

1 船舶又は航空機の乗客等について実施した質問、診察及び検査等の結果により検疫感染症（検疫法第二条第二項）に掲げる感染症を除く。2において同じ。）の患者及び新感染症の所見がある者を発見した際には、必要な限度において、感染症指定医療機関等に患者等を移送し、隔離又は停留の措置を実施する。

六 指定感染症の指定

国は、指定感染症について、その有する感染力や重篤性等を勘案して、健康危機管理の観点から緊急避難的に法に規定する措置の全部又は一部を発動できるものとしたという趣旨を踏まえ、指定すべきと判断するに至った根拠を明示して厚生科学審議会の意見を聞くとともに、意思決定の過程の透明化を図らなければならない。

七十九 (略)
十 患者発生後の対応時における検疫所の

国内に常住しない感染症の患者が発生した場合には、検疫所は、当該感染症について、第二の六の1、2、4及び5に定める対応を強化することとする。

新設

七九 (略)
十 患者等発生後の対応時における検疫所

七九 (略)
十 患者発生後の対応時における検疫所の

の対応

水際対策は、国内体制を整備するまでの時間を確保するための措置でもあることを踏まえ、国内に常在しない感染症の患者等が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症に対する対応として次の措置を実施する。

1 船舶又は航空機の乗客等について実施した質問、診察及び検査等の結果により検疫感染症（検疫法第二条第二号）に掲げる感染症を除く。2において同じ。の患者及び新感染症の所見がある者を発見した際には、必要な限度において、感染症指定医療機関等に患者等

国内に常在しない感染症の患者が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症について、第二の六の1、2、4及び5に定める対応を強化することが必要である。

（新設）

する。検疫所による隔離又は停留の措置を実施する場合には、当該措置に係る調整が円滑に行われるよう、検疫所及び関係機関が相互に緊密な連携を図る。

新設

十一・十二

は、関係者との連携を図りながら、必要な療養施設等を確保する。

なお、検疫手続の対象となる入国者について、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになつた場合又は2により入国者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策と

新設

十一
十一

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確立

保に関する事項

一 感染症に係る

1 近年の医学

近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となつた現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かりに消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本である。

2

実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、(1)感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、(2)通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、(3)患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関とする体制

2

で、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準する設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。

特定の地域で感染症の大規模集団発生があった場合には、国は、健康危機管理の観点とともに、医療の提供の観点からも、地方公共団体や医療機関に対し、必要な支援を積極的に果たすことが必要である。

3

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の流行時に、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、國は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく必要がある。

4

国内において発生数が極めて少ない感染症の治療に必要な医薬品の確保を十分にすることができるよう、特に、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等において、これらの稀少感染症に対する医薬品を必要に応じて直ちに使用することができるよう、國は、十分に配慮することが必要である。

三

都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基

準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に「か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とする」とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることができることが効率的であると認められるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が一都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

2 都道府県知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法律第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定することとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の第二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として「か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該第二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一

つの病院に複数の第二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させるとが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の第二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の給和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の第二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

4 都道府県知事等は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関する適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期すことが重要である。また、新感染症の所見がある者の移送の場合については、国が積極的に協力することが重要である。さらに、消防機関が移送した傷病者が法第十二条第一項第一号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に因し適切に情報等を提供することが重要である。

5 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

6 | 新型インフルエンザ等感染症などの

感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四 | その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 | 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であつても、最初に診察を受ける医療機関は、一般的の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般的の医療機関において医療が提供されるものである。

2 | 一類感染症、二類感染症等であつて、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高い場合には、都道府県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようすることについて検討することも必要である。

3 | また、一般的な医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関において感染症の蔓延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行ふことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

4 | 一般的医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確

保されるよう、国及び都道府県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

五 | 関係各機関及び関係団体との連携

1 | 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行うことが重要である。

2 | 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

3 | 一般的な医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、国、都道府県等は、それぞれ医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般的な医療機関との有機的な連携を図ることが重要である。

六 | 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から

二　国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

- 1　国立感染症研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な情報基盤の整備、調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。

二　国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

- 1　国立感染症研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

一　感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方

二　感染症の患者の移送のための体制に関する事項

三　医薬品の備蓄又は確保に関する事項

四　医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項

五　医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項

六　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

七　医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、

八　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

九　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十一　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十二　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十三　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十四　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十五　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十六　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十七　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

十八　医療機関における感染症対策に関する調査及び研究に関する事項

五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1　感染症に係る医療の提供の考え方
- 2　第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備の目標に関する事項
- 3　感染症の患者の移送のための体制に関する事項
- 4　医薬品の備蓄又は確保に関する事項
- 5　医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項
- 6　医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項
- 7　感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
- 8　感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
- 9　感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な情報基盤の整備、調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。
- 10　国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進
- 11　国立感染症研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2　国は、諸外国のデータ等も含めた感染症及び病原体に関する情報収集、分析学研究、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的手法による実証的な研究等の感染症対策に直接接続びつく応用研究をこれまで以上に推進する必要がある。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学研究機関、地方衛生研究所等のこの分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることで、この分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。

3　医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、

（新設）

感覚症の情報収集を迅速に収集し共有する観点から、全国的な感染症発生動向調査の情報基盤を整備し、都道府県は、国又は他の都道府県に対する発生届及びの取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。

感覚症の情報収集を迅速に収集し共有する観点から、全国的な感染症発生動向調査の情報基盤を整備し、都道府県は、国又は他の都道府県に対する発生届及びの取組を通じて、調査及び研究を積極的に行なうことが重要である。また、新興感染症に係る入院患者の重症度等を効率的に把握する基盤を整備するとともに、新興感染症データバンク事業による病原体情報の収集や、国が収集した様々な情報の連結をした上で、重症度等の感染症情報を関する調査・分析、都道府県等の本庁や保健所、大学その他研究機関等への情報提供を迅速に実施することが重要である。

4

海外において国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる感染症が発生した場合等は、必要に応じて我が國からも専門家を派遣し、世界保健機関、米国疾病管理センター等と連携を図りながら対処を進めるとともに、当該感染症について情報の収集、調査研究を進めることが必要である。

5

(略)

三 地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進

1 都道府県等における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所等が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割をしての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所等においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並び

3

海外において国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる感染症が発生した場合等は、必要に応じて我が國からも専門家を派遣し、世界保健機関、米国疾病管理センター等と連携を図りながら、当該感染症について調査研究を進めることができることである。

4

(略)

三 地方公共団体における調査及び研究の推進

1 都道府県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所等が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

(削除)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

1 ワクチンや抗菌薬等（以下「ワクチ

ン等）という）の感染症に係る医薬品は、感染症の予防や感染症患者に対する良質な医療を提供する上で不可欠なものである。特にワクチンの接種は、感染症の予防に最も有効な手段の一つであるが、その一方で、現在においても、ワクチン等の有効な医薬品が未だに開発されていない感染症が数多く存在するのも現実である。

2 感染症に係る医薬品の研究開発は、

国と民間が相互に連携を図つて進めていくことが効果的であり、国としても、その役割に応じて積極的に取り組んでいくこととする。

3 このため、国においては、国立感染症研究所等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行っため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのよきな研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律（昭和三十五年法律五百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第七十七条の二に規定する希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間

がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三 民間における研究開発の推進

ワクチン等の医薬品の研究開発は、感染症の予防及びそのまん延防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

ワクチン等の医薬品の開発は、基礎研究から臨床的な研究まで広範囲な知見が必要となるものであり、国の関係機関及び関係団体との間において十分な連携が図られることが重要である。

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及びまん延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適切な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品医療機器等法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 (略)

2 地方衛生研究所等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の

第六 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 方

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の

検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施することが重要である。

3 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。また、併せて民間の検査機関等との連携を推進することが重要である。

二 国における病原体等の検査の推進

1 新興感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

国立感染症研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて、平時から国際的な精度基準で検証するなど適確かつ迅速に実施することが重要である。

国は、国立試験研究機関等において、全國的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

新興感染症の病原体等については、国立感染症研究所が検査法の迅速な開発等に努めるとともに、地方衛生研究所等が指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の

二 国における感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

（新設）

検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。また、国は検査試薬の確保に努める。

三 都道府県等における病原体等の検査の推進

1 都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、都道府県連携協議会等を活用し、地方衛生研究所等や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図ること。また、必要な対応について、保健所設置市等とも連携しながら、あらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。

2 地方衛生研究所等を有する都道府県等は、地方衛生研究所等が十分な試験検査機能を發揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行うことが重要である。地方衛生研究所等を有していない都道府県等は、地方衛生研究所等を有する都道府県等との連携を確保すること等により試験検査に必要な対応を行うことが重要である。

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能なよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。
(新設)

検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行なうよう努める。また、国は検査試薬の確保に努める。

3 地方衛生研究所等は、新興感染症の発生初期において検査を担つことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図ることが重要である。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して地方衛生研究所等が検査実務を行うほか、保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施することが重要である。

4 都道府県等は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、都道府県知事等と民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う必要がある。

(削る)

四・五 (略)

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

3 都道府県等は、それぞれが有する地方衛生研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図ることが重要である。

(新設)

四・五 (略)

六 予防計画において病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、地域の実情に応じ検査の実施体制・検査能力向上の方針を規定することが望ましい。

(新設)

4 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図ることが重要である。

5 都道府県等は、それぞれが有する地方衛生研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図ることが重要である。

6 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図ることが重要である。

1 感染症に係る医療提供の考え方

近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治療やコントロールが可能となつた現在においては、感染症の患者に対して早期に良質

2 地方衛生研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていくことが重要である。

かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般的の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関等においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それとの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国

立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制を構築していく必要がある。

4 立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制を構築していく必要がある。

都道府県は、新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、都道府県医療審議会や都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行なうことが重要である。その際、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整しておくことが重要である。

二 國における感染症に係る医療を提供する体制

1 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。

2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、全国的な新興感染症の発生の状況及び動向その他の事情等を総合的に勘案し、特に必要があると認めるときは、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者（以下「感染症医療担当従事者等」という。）の広域的な応援の調整を行うものとする。さらに、特に緊急の必要があると認めるときは、公的医療機関等の医療機関に直接、感染症医療

担当従事者等の応援を求めることがで
き、必要な調整を行うものとする。法

第四十四条の四の二第四項から第六項
まで（これらの規定を法第四十四条の
八において準用する場合を含む。）又は

法第五十一条の二第四項から第六項ま
での規定に基づく厚生労働大臣による
医療人材の応援を調整する場合の方針
については、まずは都道府県同士で応
援を調整することを優先しつつ、全国
的な感染症の発生の状況及び動向その
他の事情等を総合的に勘案し特に必要
があると認めるときに行うこととす
る。特に、公的医療機関等その他厚生
労働省令で定める医療機関に對し応援
を求める場合については、広域的な人
材の確保に係る応援について特に緊急
の必要があると認めるときに行うもの
とする。

3 新型インフルエンザ等感染症などの
感染症の汎流行時に、その予防又は治
療に必要な医薬品の供給及び流通を適
確に行うため、医薬品の備蓄又は確保
に努める。また、国は、医薬品の備蓄
や適正な使用方法等に関する計画をあ
らかじめ策定し、関係者の理解を得て
おく必要がある。

4 国内において発生数が極めて少ない
感染症の治療に必要な医薬品の確保を
十分にすることができるよう、特に、
特定感染症指定医療機関、第一種感染
症指定医療機関等において、これらの
希少感染症に対する医薬品を必要に応
じて直ちに使用することができるよ
う、国は、十分に配慮することが必要
である。

三 都道府県における感染症に係る医療を 提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染 症の患者の入院を担当させ、これと併 せて二類感染症又は新型インフルエン ザ等感染症の患者の入院を担当させる

医療機関として、総合的な診療機能を
有する病院のうち、法第三十八条第二
項に規定する厚生労働大臣の定める基
準に適合するものについて、その開設

者の同意を得て、第一種感染症指定医
療機関を、原則として都道府県に一箇

所指定する。この場合において、当該
指定に係る病床は、原則として二床と
することとする。ただし、地理的条件、
社会的条件、交通事情等に照らし、一

つの病院に複数の都道府県の区域内の
一類感染症、二類感染症又は新型イン
フルエンザ等感染症の患者の入院を担
当させることが効率的であると認めら
れるときは、病院の所在地を管轄する

都道府県知事は、当該指定に係る病床
が一都道府県当たり二床以上となる限
りにおいて、当該病院について、当該

複数の都道府県の区域内の一類感染
症、二類感染症又は新型インフルエン
ザ等感染症の患者の入院を担当させる

が一都道府県当たり二床以上となる限
りにおいて、当該病院について、当該

複数の都道府県の区域内の一類感染
症、二類感染症又は新型インフルエン
ザ等感染症の患者の入院を担当させる

第一種感染症指定医療機関として指定
することができる。

2 都道府県知事は、二類感染症又は新
型インフルエンザ等感染症の患者の入
院を担当させる医療機関として、総合
的な診療機能を有する病院のうち、法
第三十八条第二項に規定する厚生労働
大臣の定める基準に適合するものにつ
いて、その開設者の同意を得て、第二
種感染症指定医療機関に指定すること
とする。

3

第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法第三十条の第四二項第十四号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として一箇所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。

ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当せることにおいて、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

4

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入れさせることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。特に、全国的かつ急速な蔓延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておくことが適当である。

5

都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定する。

6

都道府県は、新型インフルエンザ等公表期間前においては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等公表期間に5又は6の医療機関に代わって患者を受け入れる医療機関又は感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結するとともに、回復した患者の退院先となる介護老人保健施設等の高齢者施設等とも連携した上で、後方支援体制を整備する。また、医療人材の応援体制を整備するとともに、法第四十四条の四の（第一項から第三項まで（これららの規定を法第四十四条の八において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の二第一項から第三項までの規定に基づく都道府県の区域を越えた医療人材の応援を要請する場合の方針について、平時から確認しておくことが重要である。

8

新興感染症が発生した際に、流行初期の段階から入院・発熱外来対応を行う旨の医療措置協定を締結し、実際に対応した医療機関については、流行初期医療確保措置の対象となる。

9 新興感染症の発生及びまん延に備え、5から7までの医療措置協定を締結するに当たつては、新型コロナワイルス感染症（COVID-19）をいう。

以下同じ。における医療提供体制を参考とし、各都道府県単位で必要な医療提供体制を確保することを基本としつつ、重症者用の病床の確保も行うとともに、各地域の実情に応じて、特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者、妊娠婦、小児、透析患者、障害者、高齢者、認知症である者、がん患者、外国人等）、感染症以外の患者への対応を含めて切れ目のない医療提供体制の整備を図ることが重要である。

10 公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講ずることを義務付ける。

11 6 の第二種協定指定医療機関のうち、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、高齢者施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行なう医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、特に高齢者施設等に対する医療支援体制を確認する。

12 新興感染症の況流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、必要な医薬品等の確保に努め、新興感染症に対応する医療機関及び薬局等が、必要に応じて使用できるようになることが望ましい。また、医療機関と平時に法に基づき医療措置協定を締結するに当たつては、診療等の際に用い

る個人防護具の備蓄を求めておくことにより、個人防護具の備蓄の実施が医療措置協定に適切に位置づけられるよう努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがある。

2 一般的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であつても、最初に診察を受ける医療機関は、一般的の医療機関であることが多い、さらに三類感染症一類感染症又は五類感染症について、国内に病原体が常在しないものにて、国内で患者が発生するおそれがある場合には、都道府県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようになることについて検討することも必要である。

3 また、一般的の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行なうことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

4 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、国及び都道府県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

関係各機関及び関係団体との連携

感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に對応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ必要な指導を積極的に行うことことが重要である。

3 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、国、都道府県等は、それぞれ医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体との連携を通じて、一般的医療機関との有機的な連携を図ることが重要である。また、都道府県においては、都道府県連携協議会や都道府県医療審議会等を通じ、平時から、医療関係団体以外の、高齢者施設等の関係団体や障害者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を検討しておくことが必要である。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 感染症に係る医療の提供の考え方

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の整備の目標に関する事項

2 1 感染症に係る医療の提供の考え方

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の整備の目標に関する事項

3 医療措置協定による新興感染症の汎流行時に係る入院体制、外来診療体制、自宅療養者等への医療提供体制、後方支援体制、医療人材の派遣及び個人防護具の備蓄等に係る事項

4 医薬品の備蓄又は確保等に関する事項

5 平時及び患者発生後の対応時ににおける一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項

6 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等との連携に関する事項

7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

一 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

都道府県知事又は保健所設置市等の長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、都道府県知事又は保健所設置市等の長が行う業務とされているが、その体制の確保に当たつては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査

第七

保に關する事項

一 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

都道府県知事又は保健所設置市等の長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、都道府県知事又は保健所設置市等の長が行う業務とされておりが、その体制の確保に当たつては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査

(新設)

査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、地方公共団体内における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である。

二 国における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

国は、新感染症の所見がある者の移送については、都道府県等に積極的に協力することが重要である。また、感染症の特性に応じた移送に係る考え方等を示し、都道府県等が円滑に移送体制を構築できるように支援することが重要である。

三 都道府県における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

1 感染症の患者の移送について、平時から地方公共団体内で連携し、役割分担、人員体制の整備を図ることが重要である。

2 都道府県連携協議会等を通じ、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議し、協定を締結しておくことが重要である。

3 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等との役割分担をあらかじめ決めておくことが望ましい。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議することが重要である。

4 | 都道府県等の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ協議すること。

5 | 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかるいると疑うに足りる正當な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施することが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

法第二十一条（法第二十六条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は法第四十七条の規定による移送を行うに当たり、保健所等との協定に基づき消防機関と連携する場合には、第十二条の三の4の入院調整体制の構築等により、円滑な移送が行われるように努めること。また、平時から消防機関に対して医療機関の受入体制の情報と共に共有する枠組みの整備が重要である。

さらに、消防機関が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第十二条第一項第一号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に因し適切に情報等を提供することが重要である。

五 | 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において移送のための体制確保について定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 移送に係る人員体制に係る事項

<p>2 消防機関との役割分担及び連携並びに民間事業者等への業務委託に係る事項</p> <p>3 新興感染症発生時の移送体制に係る事項</p>	<p>第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発に関する事項</p> <p>一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方</p> <p>1 ワクチンや抗菌薬等(以下「ワクチン等」という。)の感染症に係る医薬品は、感染症の予防や感染症の患者に対する良質な医療を提供する上で不可欠なものである。特にワクチンの接種は、感染症の予防に最も有効な手段の一つであるが、その一方で、現在においても、ワクチン等の有効な医薬品が未だに開発されていない感染症が数多く存在するのも現実である。</p> <p>2 国は、平時より国立感染症研究所及び国立研究開発法人国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等のネットワークを構築し、感染症の発生時にネットワークにおいて新興再興感染症データバンク事業(REBIRD)などを活用して、迅速な開発が可能となるようしていく」ととする。</p> <p>3 感染症に係る医薬品の研究開発は、国と民間が相互に連携を図つて進めていくことが効果的であり、国としても、その役割に応じて積極的に取り組んでいくこととする。</p>
---	--

(新設)

<p>4 このため、国においては、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国際医療研究センター等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。</p> <p>二 国における研究開発の推進</p> <p>国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行つため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。</p> <p>また、民間においてもこののような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第七十七条の二に基づく希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。</p> <p>なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようする必要がある。</p> <p>三 民間における研究開発の推進</p> <p>ワクチン等の医薬品の研究開発は、感染症の予防及びそのまん延防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。</p>

四 関係各機関及び関係団体との連携

ワクチン等の医薬品の開発は、基礎研究から臨床的な研究まで広範囲な知見が必要となるものであり、国の関係機関及び関係団体との間において十分な連携が図られることが重要である。また、国等は感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関のネットワークに参加できる方策を講ずることが重要である。民間企業等からの相談に対し医療機関を紹介できる体制の確保等、基盤を整備し、医薬品の研究を推進することが重要である。

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及びまん延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行つよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適切な方法がない場合には、健全危機管理の観点から、医薬品医療機器等法に基づく特例承認や緊急承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

一 厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方

新興感染症においては、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保や、地方衛生研究所等、保健所及び民間検査機関等における検査体制や入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行うことが重要となる。また、迅速に適切な対応を行うためには、平時より患者の検体等の迅速かつ効率的な収集体制の整備、医療機関での個人防護具の備蓄や、感染症に對応できる人材の育成と確保も併せて重要な要となる。加えて、後方支援を行う医療機関や感染拡大防止のための宿泊施設

（法第四十四条の三第二項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の二第二項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の確保も想定する必要がある。

<新設>

このため、体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする。予防計画等の策定に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知識を見踏まえつつ、一定の想定を置くこととするが、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。

なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となつた場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。「事前の想定とは大きく異なる事態」の判断については、新型コロナウイルス感染症への対応（流行株の変異等の都度、国の方針を提示）を参考に、国として、国内外の最新の知見や、現場の状況を把握しながら、適切に判断し、周知していく。

国内での新興感染症発生早期（新興感染症発生から法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前まで）の段階は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応することとし、国は、その対応により得られた知見を含む国内外の最新の知見等について、隨時、収集及び医療機関等への周知を行なががら、対応を行う。

新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間（三箇月を基本として必要最小限の期間を想定）には、まずは発生の公表前から対応の実績のある当該感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる医療機関協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、各都道府県知事による判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療機関協定を締結

した医療機関も中心に対応していく。その際、国は感染症指定医療機関の対応に基づく対応の方法も含めた国内外の最新の知見等を、隨時、収集、更新及び周知するとともに、法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に努めることが重要である。当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も中心となつた対応とし、その後三箇月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。新興感染症の特性や当該感染症への対応方法を含めた最新の知見の収集状況、法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる場合は、国において当該場合に該当する旨及びその程度その他新興感染症に關係する状況の判断を行い、国の判断を踏まえ、機動的に新興感染症への対応を行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症対応では、国から各都道府県に対し、感染状況に応じ段階的に対応する考え方を通知で示したうえで、各都道府県それぞれで、感染状況に応じた対応の段階を設定し、当該段階ごとに必要な病床数等を確保する計画を立て、病床の確保等を行つた。新興感染症対応においても、基本的に、発生の公表後の流行初期の一定期間（三箇月を基本として必要最小限の期間を想定）経過後から、新型コロナウイルス感染症対応と同様の考え方によつて対応していくことが想定される。

法に基づく医療措置協定を締結すること等により、平時から、流行時に応じてできる体制を確保することが重要であり、都道府県が策定する予防計画においては、次の事項について数値目標を定めること。なお、保健所設置市等が策定すること。予防計画においては、次の7、9及び10の事項について数値目標を定めること。また、保健所設置市等が必要と判断する場合には、次の8の事項について数値目標を定められるものとする。

1 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させるための病床数

2 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第二号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかるいると疑われる者若しくは当該新感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関数

3 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三

十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関等の数

4 1から3までに掲げる措置を講ずる医療機関に代わつて新興感染症の感染症患者以外の患者に対し、医療を提供する医療機関数

5 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく感染症医療協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく感染症医療担当従事者等の確保数

6 法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同項第二号に掲げる事項をその内容に含むものに限る。）に基づく法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄を行つける医療機関の数

7 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかるいると疑つに足りる正当な理由のある者の検査又は当該感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者の検査の実施能力及び地方衛生研究所等における検査機器の数

8

法第三十六条の六第一項に規定する検査等措置協定（同項第一号ロに掲げる措置をその内容に含むものに限る。）

に基づく宿泊施設の確保居室数

感染症医療担当従事者等及び保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員及び地域保健法第二十一条第一項に規定する者であつて必要な研修を受けたものの確保数

厚生労働省令で定める体制の確保に係る国における方策

三 厚生労働省令で定める体制の確保に係る都道府県等における方策

都道府県等は、国が策定するガイドライン等を策定すること。

四 関係各機関及び関係団体との連携

都道府県等は、数値目標の達成状況を含む予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を、都道府県連携協議会の構成員と共にし、連携の緊密化を図ること。

第十

宿泊施設の確保に関する事項
宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方

新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定される。都道府県等は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や感染力その他当該感染症の発生及び蔓延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、地域の実情に応じて、都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。

二 国における宿泊施設の確保に関する事項の方策

国は、感染症の特性等に応じた、宿泊療養施設の確保に係るマニュアル等を作成し、都道府県等に宿泊療養に係る考え方を情報提供することで、都道府県等が円滑に宿泊施設を立ち上げられるよう支援することが重要である。

三 都道府県等における宿泊施設の確保に関する事項の方策

都道府県等は、民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結することにより、平時から宿泊施設の確保を行ふとともに、感染症発生初期に民間宿泊業者の協力を得られないことが見込まれる場合は、公的施設の活用を併せて検討する。

四 関係各機関及び関係団体との連携

都道府県等は、検査等措置協定を締結する宿泊施設等との円滑な連携を図るために、地域の実情に応じて、都道府県連携協議会等を活用することが望ましい。

(新設)

5

都道府県等は、高齢者施設等や障害者施設等において、医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新規感染症の発生及びまん延において施設内における感染のまん延を防止することが重要である。

四

関係各機関及び関係団体との連携

1 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うこと。なお、市町村の協力を得る場合は、都道府県連携協議会等を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について、協議しておくことが重要である。

2 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者に委託することなどについても検討することが重要である。

3 都道府県等は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、都道府県連携協議会等を通じて介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深めることが重要である。

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症対象者の療養生活の環境整備に関する事項について定めるに当たつては、

一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 外出自粛対象者の健康観察を行う人員体制に係る事項

2 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町村並びに関係機関及び関係団体との連携に係る事項

3 宿泊施設の運営に関する人員体制に係る事項

第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

一 法第四十四条の五第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む）。第五十一条の四第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は法第五十五条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針の基本的な考え方

1 法第六十三条の三第一項において、都道府県知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、保健所設置市等の長、市町村長及び関係機関に対して総合調整を行うこととされている。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、国民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合に限り、都道府県知事は保健所設置市等の長への指示を行うことが適当である。

2 感染症対策の実施については、基本的に都道府県が主体となつて総合調整を行ふが、感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等について、複数の都道府県や医療機関等に対して広域

(新設)

的な総合調整を行う必要がある場合は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所設置市等の長、医療機関等に対し総合調整を行う。また、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要がある場合等において、厚生労働大臣が都道府県知事又は保健所設置市等の長に対して指示を行う。

国における法第四十四条の五第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）若しくは第五十一条の四第一項の規定による総合調整又は法第五十一条の五第一項若しくは第六十三条の二の規定による指示の方針

1 国による総合調整は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間であつて都道府県の区域を越えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送その他感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに、都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対して行使できるものとする。

2 また、都道府県知事又は保健所設置市等の長が他の都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者の必要な協力を求めることが考えられるため、都道府県知事又は保健所設置市等の長から総合調整についての要請があつた場合で、国が総合調整の必要があると判断した場合は、当該要請に応詔し総合調整を行うこととする。

3 厚生労働大臣が総合調整を行つたに必要があると認めるときは、都道府県又は医療機関その他の関係者に対し、報告又は資料の提供を求めるものとする。

4 法に基づく厚生労働大臣の総合調整と特措法に基づく政府対策本部長の総合調整と、措置の内容に齟齬が生じることを防ぐため、厚生労働大臣が総合調整を行う必要が生じた場合は、特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針との整合性の確保を図る。さらに、積極的疫学調査の実施や患者の移送といった複数の都道府県の間で連携して対応することが必要な事項等について緊急に必要がある場合、国が都道府県等の間の事務を調整し、事務の実施を含めた指示を行う。

三 都道府県における法第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は法第六十三条の四の規定による指示の方針

1 都道府県知事による総合調整は、平時であつても感染症対策に当たり必要がある場合に実行できることとし、保健所設置市等の長、市町村長の他、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象とする。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における総合調整・指示の発動場面・要件等については、平時から関係者に共有することが重要である。なお、必要がある場合に限り、保健所設置市等の長は都道府県知事に対して総合調整を要請することが適当である。

2 都道府県知事は、総合調整を行つたために必要があると認めるときは、保健所設置市等の長や他の関係機関等に対し、報告又は資料の提供を求めることが適当である。

3 都道府県知事による指示は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、国民の生死に直結する緊急性

を有する入院勧告や入院措置を実施するため必要な場合に限り、保健所設置市等の長に対してのみ行うことができることに留意する必要がある。
都道府県においては、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、都道府県連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築実施を図る。
四 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項について定めるに当たつては、一から三までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

(新設)

1 都道府県知事による総合調整・指示に係る事項	2 都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項	3 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方
1 都道府県知事による総合調整・指示に規定する事項	2 都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項	3 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方
1 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方	2 都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項	3 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方
1 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方	2 都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項	3 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方

特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等を構築することが重要である。

二 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する方策

1 国は、国内において現に感染症対策物資等の供給が不足している場合や今後供給が不足する蓋然性が高い場合において、当該物資等の生産・輸入を促進することが必要であると認めるときは、当該物資等の生産・輸入業者に対して、生産・輸入の促進を要請する。本要請に当たつては、実効性を担保するために、あらかじめ事業を所管する省庁と協議の上で要請を行うことが必要である。

2 国は、1の要請に当たつて、事業者に対し生産・輸入・販売・貸付等の状況について報告を求め、感染症対策物資等の需給状況を把握することが重要である。

3 国及び都道府県等は、新興感染症の流行時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。

三 関係機関及び関係団体との連携

国は、二の1及び2に掲げる事項について、平時から事業者団体や事業を所管する省庁間で情報共有し、感染症対策物資等の不足が生じている場合又は生じる蓋然性が高まつた場合において、法に基づく要請等を円滑に行うことができるよう取り組むことが重要である。

第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

(新設)

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症の蔓延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 國は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかる児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図つてく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

2 | 國は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 | 國は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三 |

地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを行なうことが重要である。また、都道府県連携協議会等で議論を行う際には、患者の人権を考慮して感染症対策の議論を行うことが重要である。

四 | 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策

1 | 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行つた場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 | 報道機関においては、常に、的確な情報を提供することが重要であるが、個人情報に注意を払い、感染症に関する正しい知識の普及が求められる。

誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるよう、国及び都道府県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

五、関係各機関との連携

国の行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

六、予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重のための施策に関する事項について定めに当たっては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方針に関する事項

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方針に関する事項

4 国他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関等の関係各機関との連携方針に関する事項

第十五、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

一、人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染

第八、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

一、人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染

症対策に対応できる知識を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政の中においても感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とする幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。

また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学

道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。の普及等の役割を担うことができる人材の養成を行なう必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二、国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

1 都道府県、保健所及び地方衛生研究所等の職員等の資質の向上・維持のため及び感染症指定医療機関の医師等をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、

2 研究センター等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。また、国は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムや実地

3 疫学専門家養成コース（FETP）

J、国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業等により、危機管理の基

本的知識を有する感染症専門家を継続的に育成していくことが重要である。

症対策に対応できる知識を有する多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とする感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うこ

とができる人材の養成を行なう必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二、国における感染症に関する人材の養成

1 保健所及び地方衛生研究所の職員等の資質の向上のため及び感染症指定医療機関の医師等をはじめとした一般の医

療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、

3 国立感染症研究所、国立研究開発法人

4 国立国際医療研究センター等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外に

これらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。

2 国は、関係団体や関係学会との密接な連携を図りつつ、感染症の医療に関する専門的知識を有する医師等の養成に資する施策を講ずることが重要である。

3 (略)

4 | 3 国は、地域保健法第二十一条第一項に規定する者（以下「I H E A T 要員」という。）に係る研修及び訓練等の実施により、都道府県等がI H E A T 要員を活用するための基盤を整備することが求められる。

5 | 国は、感染症対応について、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、医療機関向けの講習会の実施や全ての医療従事者向けの動画配信を行うほか、看護職員の養成研修等について取組の充実を図る。

6 | 厚生労働大臣は、医療法に基づき、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域やそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣される災害・感染症医療の確保に係る業務に従事する者（D M A T ・ D P A T 等）の研修を実施し、その登録を進めることが重要である。

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策、感染症検査等に関する研修会や実地医学専門家養成コース（F E T P - J ）等に保健所及び地方衛生研究所も、都道府県等が感染症に関する講習

2 国は、関係団体や関係学会との密接な連携を図りつつ、感染症の医療に関する専門的知識を有する医師等の養成に資する施策を講ずることが重要である。

3 (略)

4 | 3 (新設)

5 | (新設)

6 | (新設)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習

職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所や保健所等において活用等を行うことが重要である。

8 | 3 (新設)

9 | (新設)

10 | (新設)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策、感染症検査等に関する研修会や実地医学専門家養成コース（F E T P - J ）等に保健所及び地方衛生研究所も、都道府県等が感染症に関する講習

会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所や保健所等において活用等を行うことが重要である。

11 | (新設)

12 | (新設)

13 | (新設)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策、感染症検査等に関する研修会や実地医学専門家養成コース（F E T P - J ）等に保健所及び地方衛生研究所も、都道府県等が感染症に関する講習

五 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

七 (略)
六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成及び資質の向上に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3 都道府県等による訓練の実施に関する事項

4 I H E A T 要員、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に派遣される人材の養成・登録・管理・資質向上に関する事項

5 人材の養成及び資質の向上に係る感染症指定医療機関及び医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携のための方策に関する事項

(削る)

四 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

六 (略)
五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3 (新設)

4 1人材の養成に係る医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携のための方策に関する事項

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十

分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防することで、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。

さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たつては、人権を尊重することが必要である。

二

国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかる児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図つていく上で、学校や職場を活用する効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 国は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

3 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に

対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築することが重要である。あわせて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、各保健所の平時からの計画的な体制整備が必要である。また、業務の二元化、外部委託、ICT活用も視野にいれて体制を検討することが重要である。

二 国における感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する方策

1 国は、健康危機における保健所の体制を確保するため、各保健所が健康危機対応計画を策定できるようガイドライン等を作成し、都道府県等を支援する。

2 国は、都道府県の区域を越えた応援派遣の仕組みを整備し、有事の際に都道府県等が円滑に応援派遣等の仕組みを活用できるようにすることが重要である。

三 都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、地方公共団体間の役割分担や連携内容を平時から調整する。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようになることが重要である。

2 都道府県等は広域的な感染症の蔓延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するため、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備す

ることが重要である。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や都道府県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、I-HEAT要員や市町村等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む）、や、住民及び職員等の精神保健福祉対策等が重要である。

3 都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。

四 関係機関及び関係団体との連携

1 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、市町村、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携することが重要である。

2 保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から地方公共団体の本庁部門や地方衛生研究所等と協議し役割分担を確認するとともに、管内の市町村と協議し、感染症発生時における協力について検討することが重要である。

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。
1 保健所の人員体制に係る事項
2 感染症対応における保健所業務と体制に係る事項
3 応援派遣やその受け入れに係る事項
4 保健所業務に係る保健所と関係機関等との連携に係る事項

第十八 緊急時ににおける感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
一五六（略）
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
一五六（略）
第二十 緊急時ににおける感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
一五六（略）

二 施設内感染の防止
病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、都道府県等にあつては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努めることが重要である。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心とした院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取つたこれらの措置等に関する情報について、その都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。
三 検疫所の機能強化
感染症対策における検疫の重要性に鑑み、国立感染症研究所との連携を含め、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。
二（略）

三 検疫所の機能強化
感染症対策における検疫の重要性に鑑み、国立感染症研究所との連携を含め、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。
二（略）
四 検疫所の機能強化
感染症対策における検疫の重要性に鑑み、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。
二（略）

五 検疫所の機能強化
感染症対策における検疫の重要性に鑑み、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。
二（略）
六 検疫所の機能強化
感染症対策における検疫の重要性に鑑み、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。
二（略）

2. 都道府県等は、医療機関における
薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用
が行われるべく、適切な方策を講じる
ことが重要である。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に據り) 厚生労働大臣が定める保管施設の基準(一部改正)

(厚生労働大臣が定める保管施設の基準(平成十六年厚生労働省告示第34号(十八号))の一部を次の表のように改正する。)

改 正 後	改 正 前
保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たすものとする。	保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たすものとする。
1.11 (略)	1.11 (略)
II.過去11ヶ月間にペスト、狂犬病、ヒバチウイルス症候群、野兎病及びノートレスビリ症の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認された場合、かつ、当該施設におけるこれらの疾病が発生する可能性がある必要な措置が講じられたもの。	II.過去11ヶ月間にペスト、狂犬病、サル痘、腫瘍候群、野兎病及びノートレスビリ症の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認された場合、かつ、当該施設におけるこれらの疾病が発生する可能性がある必要な措置が講じられたもの。
四 (略)	四 (略)

(医療部分は改正部分)

(人を発病せしものとが並んでいたものについて厚生労働大臣が指定する病原体等の一部改正)

改 正 後	改 正 前
第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)とする。	第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)とする。
第2 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第2 法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

1~6 (略)

別紙一	別紙二
5 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法	5 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法
号 第30条の33の2に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータを用いて算出した値に、3と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する部	号 第30条の33の2に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータを用いて算出した値に、3と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する部

第3 法第6条第24項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第3 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
1.2 (略)	1.2 (略)
第4 法第6条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第4 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

1~27 (略)

改 正 後	改 正 前
第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)とする。	第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)とする。
基 証	基 証

この細則は、今後大変多く出るかと思ふが、概要の概要は、公衆の口から出る。